

FNo.7・1・5（丙）

平成26年1月28日

渋沢丘陵を考える会
代表 日置 乃武子 様

秦野市長 古 谷 義 幸



渋沢墓園造成事業事前協議に関する回答書について（回答）

平成26年1月21日付けで提出を受けた標記の件について、次のとおり回答いたします。

平成25年10月21日付けで回答したとおり、現在、事業者が審査に必要な書類を補正している状況です。

秦野市まちづくり条例（以下「条例」という。）第18条第1項及び同施行規則第15条において、市長は環境創出行為事前協議書（以下「事前協議書」という。）の提出があった日の翌日から起算して5か月以内に事前協議確認通知書を事業者に交付するものとし、事業者が補正等をする日数を除くと規定しています。

したがって、事前協議書の補正等に要する日を除くと事前協議書の提出があった日の翌日から起算して5か月を経過しておらず、現在においても条例の手続きを行っているところであります。

事務担当は、都市部開発指導課開発調整班です。

電話番号 0463（83）5123